平成２５年（フ）第２９１号
愛媛県松山市北条辻957番地　新開団地47号
債務者　門田　美保
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９９号
愛媛県松山市久保427番地10
債務者　日野　誠子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０１号
愛媛県松山市生石町450番地５　フォブールオークＢ301号
債務者　葛目憲史朗
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０６号
愛媛県松山市束本２丁目９番12号
債務者　永井　和雄
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２７号
神奈川県横浜市旭区白根４丁目２番１号　ソレイユＡ101、申立時の住所佐賀県鳥栖市萱方町121番地８　プレミアム萱方Ⅰ―202
債務者　松尾　文子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
宮崎市清武町加納３丁目55番地　エレガンスヴィラ清武402号
債務者　齊藤　敏浩
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５６号
鹿児島県奄美市名瀬春日町16番９―41号
債務者　川原あけみ
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第７９号
鹿児島県霧島市国分川内525番地イ
債務者　北原　優希
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
茨城県守谷市けやき台４丁目17番地13
債務者　松本　博子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
茨城県龍ケ崎市若柴町3140番地１　もろおかハイム101号室
債務者　字原　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台５丁目８番地10
債務者　上野　修一
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
山梨県甲府市東光寺１丁目１番５号　ビスワ金手203号室
債務者　宮井　昭広
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
山梨県南アルプス市山寺39番地５
債務者　常盤　律子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
山梨県笛吹市石和町四日市場1845番地
債務者　古屋　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
山梨県笛吹市石和町四日市場1845番地
債務者　古屋　令子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
山梨県甲斐市中下条1977番地
債務者　堀内　勝子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
山梨県笛吹市石和町河内21番地５　メイプルＡ棟201
債務者　古川　由起
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係